

道路事業の手引きについて

1 取り扱い

- ・ 道路事業の手引きは、鹿児島県が管理する一般国道及び県道で実施する道路の計画・設計に適用するものとする。
- ・ 本手引きによらない道路設計を行う場合は、各主務課と協議し、設計するものとする。

2 目的

- ・ 本手引きは、設計担当者が道路構造令、各種示方書、県条例、通達、指針等の道路に関する技術基準を使用して設計するにあたり、鹿児島県における最新の統一的な運用を示すものであり、今回改訂されたものである。
- ・ 道路技術基準の体系は、「別図」のとおりであり、本手引きには、標準的な基準を記述してある。よって、利用するにあたっては、個々の諸基準本来の制定の背景やそれらが意図することを的確に把握し、合理的な設計となるよう努める。
- ・ なお、本手引きにない基準類について、その使用を否定しているものではないので、新技術、新工法、コスト縮減技術等については、積極的に導入を検討し技術開発への研鑽にも努める。

3 適用範囲

1) 構成

本手引きは、道路設計、橋梁設計、トンネル設計、維持修繕、道路付属物、参考資料の6編で構成している。

2) 適用範囲

本手引きは、鹿児島県で実施する道路の計画及び設計に適用するものである。

3) 適用の期間

平成30年4月1日以降発注の設計業務からの適用とする。

ただし、この間に各種示方書や指針類の基準の制定や改訂があった場合は、その趣旨を十分に把握し、弾力的に運用するものとする。

4) 適用の除外

次の各項目に該当する場合は、本手引きによらないことができるものとする。

- ① 地域高規格道路等で、特別な配慮が必要な場合
- ② 大規模又は特殊な工事で、特別な配慮が必要な場合
- ③ 新技術や新工法による場合 など

4 留意事項

1) 本手引きの運用にあたっては、各種の設計、設計条件等を勘案のうえ、安全性、使用目的の適合性、維持管理の容易さ、環境との調和、経済性等を考慮して、合理的な設計となるように努めなければならない。

2) 参考資料等

本手引きの本文中に、「標準図」「参考図」「, ··· の例」として、具体的な形状を示したもの及び本文の他に「参考資料」と称する附則文を含めたものから構成されている章、あるいは節がある。これらについては、下表を意図しているので適正に運用されたい。

標準図	設計の指針となる標準的寸法、構造等を表すもので、設計思想、留意点及び取り合い等の標準を示したもの
参考図 ··· の例	標準と思われる一例を示したものであり、詳細設計の際の設計図面作成の参考とするもの
参考資料	本手引きを適正に運用していくための補足的な説明と、旧基準などの事項等を附則文としたもの

3) 各種基準の改訂について

本手引きは、改訂時点の各示方書や各県条例、指針類の技術基準等を基に編集されている。今後、これらの基準類の改訂等が行われる場合があるので留意されたい。

4) 協議（問い合わせ）先

本手引きに記載した事項について、「主務課と協議すること」としているものの協議先及び手引きの内容についての問合せ先の担当部局は次のとおりである。

別 図

